

平成28年6月15日

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」の成立に関する会長声明

千葉県弁護士会

会 長 山 村 清 治

- 1 今般、平成28年5月24日に「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」（以下「本法案」という。）が国会で可決されて成立した。

当会は、本法案に関し、平成27年5月1日に『「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」に対する会長声明』を、平成27年8月24日に『「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」に対する会長談話』をそれぞれ発表し、本法案に強い懸念を表明するとともに、本法案が内包する問題点を指摘していた。

- 2 すなわち、本法案の定める取調べの録音・録画制度は、裁判員裁判対象事件のような極めて狭い範囲に限定されている上、録音・録画の実施に当たっては、取調官の裁量によって、広範な例外事由が認められている。また、本法案の審理過程で明らかになったが、別件起訴後に勾留されている被告人に対する対象事件の取調べが録音・録画の対象外となっており、取調べの可視化が一部に留まってしまいう危険性が顕在化した。

そして、本法案の証拠開示制度は、公判前整理手続に付される事件のみを対象とし、当会が不可欠と考える全面的証拠開示の実現にはほど遠い内容である。加えて、弁護人に交付される証拠一覧表には、証拠の内容を知るために不可欠となる要旨の記載がなく、実効性の観点からも問題がある。

さらに、本法案は、えん罪防止を図り、適正手続の保障を徹底するという当初の目的を逸脱して捜査手法の拡大にも踏み切っている。このうち、通信傍受については、傷害や詐欺といった「重大な犯罪」とは言い難い犯罪にまで対象を拡大しており、過去の最高裁判例に照らしても、違憲となる疑いが濃厚である。

その上で、いわゆる司法取引制度の導入を許せば、自らの利益のため、被疑者・被告人が故意に他人を引き込むことによって、新たなえん罪が構造的に生み出される危険性が高くなる。

- 3 衆議院・参議院において、これらの点についての抜本的見直しを前提とする、充実した審議が期待されていたにもかかわらず、本法案が成立したものであって、上記の問題を抱えたままである。

当会は、従来の糾問的な捜査手法を抜本的に改革して、えん罪の防止を図り、適正手続の保障を徹底するという観点から、本法案の成立に抗議するとともに、刑事司法改革に全力をあげて取り組むものである。

以上